

平成27年3月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記信

平成26年(ワ)第234号 社員総会決議取消請求及び損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成27年2月6日

判 決

山形県酒田市東泉町4丁目13番の16号

原 告 和 多 田 惇

山形市南原町1丁目14番51号

被 告 一般社団法人山形県中小企業診断協会

同代表者代表理事 五十嵐幸枝

主 文

- 1 被告における平成26年6月28日付けの定時社員総会における五十嵐幸枝、菅井一雅、大沼彰、山口幸弘、渡部一彦を理事に選任するとの決議を取り消す。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 主文第1項と同旨（請求1）。
- 2 被告は、原告に対し、50万円を支払え（請求2）。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、被告の社員である原告が、被告に対し、平成26年6月28日に被告において行われた定時社員総会における理事の選任決議には、招集手続や決議の方法が法令及び定款に違反し、著しく不公正であると主張して、一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）266条1項に基づき、同決議の取消しを請求するとともに（請求1）、被告が原告の議案提案を何らの理由を示さずに議案から違法に除外したことが、原告に対する不法行為を構成すると主張して、民法709条に基づき、慰謝料等50万円の支払を求める（請求2）事案である。

2 前提事実

(1) 原告は、被告の社員であり、被告は理事会設置法人及び監事設置法人である一般社団法人である。

平成26年6月28日（以下、平成26年の場合、「平成26年」を省略して月日のみを記載する。）時点の被告の議決権を有する社員の数は25名、総議決権は25個であった（争いのない事実）。

(2) 原告は、4月8日、配達証明付き内容証明郵便を被告に送付し、被告の代表理事に対し、以下の内容の社員提案（以下「本件議題提案」という。）及び社員総会の目的事項につき議案の要領を社員に通知することを請求した（甲6～8）。

ア 社員総会の目的に定款の変更の件の目的事項を加えること

イ 理事の選出方法に関する定款の変更の件の議案提案を行ったので、総会の議題とすること

ウ 原告が社員総会の理事に立候補するとの意思表示を行ったことから、理事被選出者として対象名簿に記載すること

(3) 被告の理事会は、4月26日の理事会において、定時社員総会（以下「本件総会」という。）を6月21日午後5時から開催すると決議した（甲13）。

被告理事会は、5月31日、本件総会を6月28日16時から開催すると報告した（甲14）。

(4) 原告は、本件総会の開催通知、議案書、収支決算書（案）等の書類及び表決権行使書を、6月13日に受領した（甲15、弁論の全趣旨）。当該開催

通知には、第2号議案（役員改選に関する件）の具体的内容が記載されていなかった。また、表決権行使書には、「原案に対して修正案が提出、議決された場合は、その議決に従います」と記載されていた（甲15）。

(5) 被告は、6月27日（本件総会の前日）、社員全員に以下のような内容のメールを送信した（甲16、17、争いのない事実）。

ア 本日まで理事立候補者を公募したが、立候補者は原告1名であった。

イ 第2号議案として以下のように事務局案として諮る。

第2号議案

（原案）現行理事及び役員体制の継続

（代替案）原告の立候補

(6) 本件総会における理事選任決議の結果は、原案賛成18名（出席者賛成9名、書面表決9名）、代替案賛成1名（出席者）であった。

また、本件議題提案の内容は、本件総会の議題とされなかった（甲5、弁論の全趣旨）。

(7) 原告は、本件訴えを本件総会から3か月以内である9月24日に提起した（顕著な事実）。

3 争点

(1) 前提事実記載のとおり、理事選任決議に関し、本件総会の開催通知には具体的な議案の記載はなく、メールによって本件総会の前日に具体的な提案がなされた。

法41条1項によれば、書面による議決権行使を認めるためには、社員総会の通知にあたって、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類を交付しなければならないとされていることから（法38条1項3号、39条1項）、本件総会における書面による議決権行使のために必要な手続が遅れた違法があることは否定できない。

そこで、請求1の争点は、法266条2項による裁量棄却が認められるか否

かである。

- (2) 請求2の争点は、本件議題提案を定時総会の議題としなかったことが、原告に対する不法行為を構成するか否かである。

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 本件総会における理事選任決議の違法につき、裁量棄却が認められるか否か（請求1）

（被告の主張）

理事選任議案の具体的な内容は、本件総会の前日ではあるが、メールによって、社員全員に通知されている。また、書面による議決権を行使した者については、表決権行使書に、「原案に対して修正案が提出、議決された場合は、その議決に従います」との記載があることから、本件総会における具体的決議について、代理人あるいは議長の判断に委ねているといえる。したがって、社員の意思に反する結果を招来するような重大な手続違背はない。

また、本件総会における理事選任決議の結果からすれば、仮に手続に不備があったとしても、その不備は総会決議に影響を与えるものではない。

仮に理事選任決議が取り消されることとなれば、被告の運営が混乱し、各社員に迷惑をかけるほか、被告及び中小企業診断士自体に対する社会的信用も失墜することとなる。

したがって、裁量棄却が認められるべきである。

（原告の主張）

表決権行使書には、第2号議案（役員改選に関する件）については、代替案が出た場合には白紙委任を認めるかのような記載がされている。また、全ての理事立候補者ごとにそれぞれ賛否を問うべきところ、原告以外の立候補者と原告とを分けて、原告以外の立候補者の賛否を一括で問うような形となっており、社員の意思が正確に反映されていない。

そして、社員総会の出席者は、書面表決会員9名を含めて19名であった

ことから、出席者の原案の賛成数（9名）と書面による議決権行使の原案の議決数（9名）が同数であった。仮に、被告による恣意的な議決がされずに、立候補者ごとに賛否を問うていれば、結論が異なった可能性があり、決議の結論に影響が生じたことは明白である。

したがって、裁量棄却の主張は理由がない。

（被告の再反論）

本件総会において、原告以外の理事の候補者の賛否を一括して問うたのは、代表理事である議長が、従前体制の維持を一体の議案として賛否を問うのが相当であると判断したのであって、議長に与えられた裁量権に基づく表決方法である。

被告の各会員は、従前からの慣行により、遅くとも総会の当日には具体的な理事の候補者が提案されることを知っていた。すなわち、理事選任手続が行われた直近7回の総会のうち、5回の総会については開催通知の時点で理事候補者の具体的な告知は行われていなかったが、慣行として、理事会に一任する形で表決権行使がなされてきたものである。

(2) 本件議題提案を定時総会の議題としなかったことが、原告に対する不法行為を構成するか否か（請求2）

（原告の主張）

社員提案権は、議題提案権（法43条）、議案提案権（法44条）、議案の要領の通知請求権（法45条）があり、原告は、4月8日に本件議題提案及び議案の要領の通知の請求をした。しかしながら、被告及び被告の理事は、理由を何ら説明することなく当該提案を違法に議題から除外した。もし本件議題提案が取り上げられ、定款変更の議案が提出されていれば、本件総会における理事選任決議の結果が変わっていた可能性は高い。

これにより、原告は、被告の故意過失により、本件議題提案及び議案の要領の通知の請求権の行使が阻害され、権利行使の機会を失い、経済的損失及

び精神的苦痛を被った。その損害額は50万円を下らない。

(被告の主張)

社員は、総会の目的となっている事項に関しては総会に対して議案提案権を有するが(法44条1項)、総会の目的事項となっていない事項については理事に対する提案権を有するのみであり(法43条1項)、社員からの提案を総会の目的事項とするか否かは理事の判断に委ねられている。

本件総会において、定款変更は総会の目的事項とされていなかったため、理事の判断により総会の議題とされなかったものであり、そのことには何らの違法もない。

第3 当裁判所の判断

1 本件総会における理事選任決議の違法につき、裁量棄却が認められるか否か(請求1)

(1) 証拠(各項にそれぞれ掲記する。)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告は、平成24年6月20日に設立された、山形県中小企業診断協会員相互の連携を緊密にし、会員の指導及び資質の向上に努めるとともに、中小企業診断制度の普及と推進を図り、もって中小企業の振興と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする一般社団法人である(弁論の全趣旨)。

イ 被告の前身は、社団法人中小企業診断協会山形県支部であった(乙15)。平成25年6月21日に行われた社員総会の議案は、事業決算と旅費規程制定の件であり、理事の選任の件は議案となっていなかった。これらの議案は、異議なく承認可決された(乙12)。

ウ 被告の定款(甲4)において、総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意でこれを行うとされ(17条1項)、総会に出席できない正会員は、予め通知

された事項について、書面により又は電磁的方法により又は代理人をもって表決権を行使することができ（18条1項）、18条1項の規定により表決権を行使する正会員は、総会の決議にあたっては出席したものとみなされる（18条3項）とされている。

また、理事は、理事会を構成するとされ（22条1項）、定款は、総会の決議によって変更することができる（47条）とされている。

エ 被告の2月12日午後6時に行われた理事会において、第1号案件（平成26年度の事業計画（案）及び収支予算書（案）に関する決議）が原案どおり可決された。また、第2号案件（平成26年度理事選任に関わる理事募集に関する件）については、公募を行い、応募者は定時総会の候補者に加えることとされた。

また、会員の問題行動に関する報告として、議長が、被告への悪意を感じさせる会員のブログを危惧し、弁護士に相談したことを報告した。また、株式会社山形銀行から、原告からの電話があったとの連絡があったこと等の報告がされた（甲10）。

オ 被告の4月26日午前10時に行われた理事会において、第1号議案（平成26年度事業計画（修正案）及び収支予算（修正案）承認に関する決議）が、原案どおり可決され、総会にて報告されることとなった。また、第2号議案（平成25年度事業報告書（案）及び収支計算書（案））も原案どおり可決され、総会にて報告されることとなった（甲13）。

カ 被告の5月31日午前10時に行われた理事会において、第1号議案（役員改選の件）と第2号議案（調査委員会開催に関する件）、第3号議案（定款変更提案に関する件）が議論された（甲14）。

キ 本件総会の議案書の第1号議案は、平成25年度事業報告（案）及び収支決算書（案）承認に関する件であり、具体的な資料が添付されていた。

第2号議案は、役員改選に関する件であり、「別紙の通り」とされたが、別

紙は添付されていなかった。また、同時に会員に交付された表決権行使書には、「代理人の記入がない場合は議長に委任します。」「原案に対して修正案が提出、議決された場合は、その議決に従います。」「賛否の該当欄に必ず○印をお付け下さい。記入のない場合は賛成とみなします。」と記載されていた（甲15）。

ク 本件総会の際、被告から以下の内容の別紙と題する書類が交付された（甲18、弁論の全趣旨）。

（案1）従前体制の維持

五十嵐幸枝，菅井一雅，大沼彰，山口幸弘，渡部一彦

（案2）立候補に関する件

立候補者 原告

ケ 本件総会のために提出された表決権行使書9枚のうち、8枚には第1号議案及び第2号議案の各賛成欄に○が付けられており、1枚には賛成欄にも否認欄にも○が付けられていなかった（乙1～9）。

コ 本件総会において、第1号議案は、出席会員全員の賛成を得て、原案どおり可決された。

第2号議案については、上記クのと通りの2案が提示され、各々の案に対し賛否を諮ったところ、表決の結果、（案1）については、出席者賛成9名、書面表決9名（合計18名）、（案2）については、出席者賛成1名の結果となり、（案1）が可決、（案2）が否決となった（乙11）。

(2) 上記を前提に検討するに、被告の定款により、総会の定足数は総正会員の議決権の過半数とされており、本件総会当日の議決権は25個であったことから、その過半数である13名が定足数となり、また、出席者10名及び書面表決者9名の合計19名の過半数である10名の同意をもって、決議がなされることとなる。

しかるに、上記認定の経過によれば、書面による議決権行使を行った者は、

理事に関する件の具体的内容を正確に把握せずに議決権行使を行ったといわざるを得ない。このことは、法39条1項が書面による議決権行使を行わせる場合には、社員総会の日々の2週間前までに招集通知や議決権行使書面の交付を要求して、判断期間を設けることとした趣旨を踏まえれば、社員総会の決議の方法の法令違反につき、「違反する事実が重大でない」（法266条2項）ということとはできない。

また、書面による議決権行使を行った者が9名であり出席者10名とほぼ同じであったこと、出席者の中にも1名、(案2)に対する賛成者がいたことを踏まえれば、書面による議決権行使を行った者が、第2号議案の詳細を把握した上で議決権行使を行っていたら、決議の結果が変わっていた可能性が否定できず、決議に影響を及ぼさないとは認められない。

被告は、書面による議決権行使を行った者は、「原案に対して修正案が提出、議決された場合は、その議決に従います」との意思を表示していることから、本件総会における具体的決議について、代理人あるいは議長の判断に委ねていると主張するが、当該意思の表示は、平成25年に行われた社員総会の議案のように、議案の内容が異議なく可決される場合を想定しているのであり、本件総会のように原案と代替案の2案が提示される場合に、原案に対する白紙委任を認めることは相当ではない。

さらに、被告は、過去の慣行を元に、会員は、従前からの慣行により、遅くとも総会の当日には理事の具体的な候補者が提案されることを知っていたと主張するが、被告が設立される前の慣行がどのようなものであったか否かによって、上記結論を左右するものではない。

(3) 以上によれば、法266条2項の規定により、本件総会の理事選任決議の取消請求を棄却することはできない。

2. 本件議題提案を定時総会の議題としなかったことが、原告に対する不法行為を構成するか否か（請求2）

被告は理事会設置一般社団法人であることから、社員が理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求するのは、社員総会の日から6週間前までとされているところ（法43条2項）、原告が被告の理事に対し、本件総会の6週間前に先立つ4月8日に本件議題提案を行い、本件総会の目的に定款の変更の件の目的事項を加えることを請求したこと、被告の定款によれば、定款の変更は社員総会の決議事項となっていることからすれば、これは適法な社員提案権（法43条）の行使であるといえる。

そして、法43条1項に違反する行為は理事等に対する100万円以下の過料の対象となる（法342条10号）ことから、社員の議題提案権を実効性あるものとする必要があることは明らかである。

したがって、被告の理事が本件議題提案を社員総会の目的に取り上げなかったことに正当な理由があったとはいえない。被告は、社員からの提案を総会の目的事項とするか否かは理事の判断に委ねられていると主張するが、法が理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の30分の1以上の議決権を有する社員のみが社員提案権を行うことができるとして、その権利行使をできる者を制限していることからすれば（法43条2項）、適法な社員提案権を理事の判断で正当な理由なく取り上げなくて良いというものではない。

もっとも、原告は、本件議題提案が取り上げられなかったことによって生じた経済的損失を具体的に立証していない。また、原告に精神的苦痛が生じたことは否定しないが、社員提案権が、社員が一般社団法人の運営に参画する権利であって、生命、身体、名誉、安全、環境等の人格的利益に直接関連するものでないことからすれば、慰謝料が認められるか否かは、社員提案権を制限された者が、侵害された利益に特別の愛着を有しているか否かといった事情や生じた結果の重大性を十分考慮する必要がある。

そこで検討するに、原告が求めていた定款の変更内容は、理事又は監事を選任する議案を決議するに際して、候補者ごとに決議を行わなければならないこ

ととすることで、本件総会における第2号議案のように、被告が提案する理事候補者を一括して提案することができないようにし、ひいては、単独で立候補した社員に不公平が生じることを防ぐ趣旨にあるところ(甲6)、このような定款変更を求める本件議題提案に原告が特別の愛着を有していたことをうかがわせる事情はない。

また、生じた結果についても検討するに、本件議題提案が取り上げられなかったことによって生じた不利益は、理事の選任決議において、原告が選任されず、従前の体制が維持されたことと関連している(すなわち、原告は、本件議題提案が取り上げられていれば、本件総会における理事選任決議の結果が変わっていた可能性は高いと主張している。)

そうすると、本件総会における理事の選任決議は、すでにみたとおり違法事由があり、裁量棄却も認められず、決議が取り消されることから、被告においては、今後、再度総会を開いた上で理事を選任する手続を採ることが必要となり、その際は原告が理事に立候補をすることも可能であることを考慮すれば、被告が本件議題提案を取り上げなかったことによって生じた原告の精神的苦痛は、慰謝料をもって慰謝しなければならないほど重大なものとは認められない。

したがって、原告の請求は理由がない。

3 結論

以上の次第で、原告の請求1は理由があるからこれを認容することとし、原告の請求2は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

山形地方裁判所民事部

裁 判 官

これは正本である。

平成27年3月11日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 直井克哲

